

令和 7 年第 1 0 回美郷町議会臨時会

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 7 年 1 0 月 6 日（月曜日）午前 1 0 時開議

第 1 仮議席の指定

第 2 議長の選挙

議事日程（第 1 号の追加 1）

第 1 議席の指定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 会期の決定

第 4 町長の招集挨拶

第 5 副議長の選挙

第 6 美郷町議会常任委員会委員の選任

第 7 美郷町議会運営委員会委員の選任

第 8 大曲仙北広域市町村圏組合議会議員の選挙

第 9 大仙美郷介護福祉組合議会議員の選挙

第 1 0 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

追加議事日程（第 1 号の追加 2）

追加日程第 1 議席の一部変更について

追加日程第 2 議員派遣について

追加日程第 3 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１３名）

１番 高 橋 純
３番 熊 谷 良 夫
５番 松 田 信 義
７番 長谷川 幸 子
９番 鈴 木 正 洋
１１番 深 沢 義 一
１３番 高 橋 邦 武

２番 高 橋 正 和
４番 澁 谷 俊 二
６番 村 田 薫
８番 森 元 淑 雄
１０番 高 山 茂 雄
１２番 深 澤 均

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 松 田 知 己
総 務 課 長 武 田 浩 之
税 務 課 長 佐々木 龍 悦
福 祉 保 健 課 長 大 澤 修
商工観光交流課長 高 橋 晋 一
会 計 管 理 者 兼 照 井 修
出 納 室 長
教 育 長 栗 林 守
教 育 推 進 課 長 佐々木 寿 人
代 表 監 査 委 員 高 橋 信 雄

副 町 長 本 間 和 彦
企 画 財 政 課 長 深 澤 文 仁
住 民 生 活 課 長 木 村 英 彰
こども子育て課長 高 橋 勉
農 政 課 長 高 塚 剣
農 業 委 員 会 加 藤 隆 輝
事 務 局 長
教 育 推 進 監 井 合 和 人
生 涯 学 習 課 長 中 田 裕 克

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 佐 藤 秀 勝
上 席 主 査 高 橋 幸 恵

議 事 総 務 班 長 澁 谷 正 樹

◎開会及び開議の宣告

○議会事務局長（佐藤秀勝） おはようございます。事務局長の佐藤です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長の熊谷良夫議員をご紹介します。

熊谷良夫議員は議長席に、ご着席願います。

○臨時議長（熊谷良夫） おはようございます。ただいま紹介されました熊谷良夫です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。

どうぞ、よろしくお願いします。

ただいまから令和7年第10回美郷町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎仮議席の指定

○臨時議長（熊谷良夫） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

◎議長の選挙

○臨時議長（熊谷良夫） 日程第2、議長の選挙を行います。

所信表明を行うため、暫時休憩します。

（午前10時01分）

（午前10時07分）

○臨時議長（熊谷良夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の選挙は投票で行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（熊谷良夫） 異議なしと認め、選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○臨時議長（熊谷良夫） 投票の準備をします。

(投票準備)

○臨時議長（熊谷良夫） これより投票を行います。

ただいまの出席議員は13人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、1番深沢義一議員、2番森元淑雄議員、3番村田 薫議員を指名します。

投票用紙への記載は、記載台にてお願いします。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○臨時議長（熊谷良夫） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（熊谷良夫） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○臨時議長（熊谷良夫） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

氏名をはっきり記載願います。また、白票は無効とします。

投票に当たっては、議長席に向かって、左側から登壇し、右側からお戻り願います。

ただいまから投票を行います。1番深沢義一議員から順番に記載台で記載し、投票願います。

(各員投票)

○臨時議長（熊谷良夫） 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（熊谷良夫） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票の準備をします。

(開票準備)

○臨時議長（熊谷良夫） これより開票を行います。

1番深沢義一議員、2番森元淑雄議員、3番村田 薫議員は、開票の立会いをお願いします。

立会人は開票台の前をお願いします。

(開 票)

○臨時議長（熊谷良夫） 開票の結果を報告します。

投票総数 13票

これは、先ほどの出席議員数に符合します。

有効投票数 11票

無効投票数 2票です。

有効投票のうち

高橋邦武議員 11票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、高橋邦武議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場閉鎖を解除)

○臨時議長（熊谷良夫） ただいま議長に当選されました高橋邦武議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選を告知いたします。

高橋邦武議員は当選の承諾及び挨拶を登壇の上、お願いいたします。

(議長 高橋邦武 登壇)

○議長（高橋邦武） ただいま当選を告知されました高橋邦武です。

誠に光栄に存じます。慎んで議長の職をお受けいたします。

私は、先月執行されました町議会議員一般選挙が定数割れとなったことに対し、大きな危機感を持っています。定数のみならず、議会の評価までマイナスからの出発となりましたが、これを奇禍として受け止め、反転攻勢する必要があると思います。

まずは、今任期において、定数及び報酬のあり方並びに議員のなり手不足への対応を検討し、その結果を実行してまいります。幸い、前任期において、議会及び議員の活動指針となる議会基本条例が制定され、これを基に議論する土台が整っています。

私は後半2年、議会運営委員長として議員報酬の特例条例、広報及び公聴の充実、研修など議員の資質向上についての議論を牽引してまいりました。引き続き、議会改革の協議の場を設置し、議会活性化のための検討及び実施を継続してまいります。

議会基本条例については、検証等の進行を管理しながら、時代の変化に対応した新たな視点を取り入れる必要があります。公聴の観点から、町民の意見を聞き取ることは最重要と言っても過

言ではなく、議員全員が広報広聴議員の心構えを持ち、町民との意見交換の場を設け、意見要望を行政事務や議会活動に反映させてまいります。また、各委員会における活動のさらなる充実、広報紙の研修・発行、議員研修の充実、政策等の提言などを通じ、議員の資質向上を図ってまいります。

さらに、議会の録画配信やタブレット端末の導入など議会のデジタル化について、町の方針と歩調を合わせ進めてまいります。

これまで述べた議会の推進方針について、私は先頭に立って指揮を取るリードオフマンの役割を果たす覚悟です。しかしながら、議会政治の経験が浅いため、判断に躊躇する場面があると思います。そのような場面では、議員の皆さんのお力が必要になりますので、何卒ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

冒頭に述べたとおり、定数割れの議会がどのように行動し評価を回復していくのか、その動向が注目されておりますので、各議員がこれまで以上に一人一役を超える役割を果たす必要があります。

議員の皆さん、チーム美郷町議会として、今後の荒波に立ち向かっていく気持ちで一致団結してまいりましょう。

終わりに、執行権を有する町長と議決権を有する議会は、自治体運営の両輪として対等な関係にあります。社会経済の変化が激しい中、お互いが知恵と創意工夫を出し合い、得られた情報を迅速に交換・共有するなど連携協力し、国、県、市町村、関係団体、そして町内外の企業と良好かつ、効果的な関係を築き、全ての町民の幸福と希望を実現するため、共に美郷町の発展・活性化に貢献していくことをお願い申し上げまして、議長就任の挨拶といたします。

○臨時議長（熊谷良夫） これをもちまして、臨時議長としての職務を終わらせていただきます。
ご協力ありがとうございました。高橋邦武議長は議長席にお着き願います。

（臨時議長 熊谷良夫 退席、議長 高橋邦武 議長席に着く）

◎議席の指定

○議長（高橋邦武） 日程第１、議席の指定を行います。

お諮りします。議席は抽せんにて決めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。

抽せんは、仮議席の順番で行います。

なお、美郷町議会の運営に関する基準第12条の規定に基づき、議長の議席は13番、副議長の議席は12番となりますので、副議長の選挙後に議席の変更をお願いします。

議席の抽せんを行いますので、暫時休憩します。

(午前10時21分)

(午前10時33分)

○議長（高橋邦武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（高橋邦武） 抽せんが終わりましたので、議席番号を朗読します。
事務局長。

○事務局長（佐藤秀勝）

1番	高橋純	議員	2番	高橋正和	議員
3番	熊谷良夫	議員	4番	深澤均	議員
5番	松田信義	議員	6番	村田薫	議員
7番	長谷川幸子	議員	8番	森元淑雄	議員
9番	鈴木正洋	議員	10番	高山茂雄	議員
11番	深沢義一	議員	12番	澁谷俊二	議員
13番	高橋邦武	議長			

○議長（高橋邦武） 議席は、朗読したとおり指定します。

それでは、指定した議席に着席願います。

暫時休憩します。

(午前10時34分)

(午前10時35分)

○議長（高橋邦武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋邦武） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、美郷町議会会議規則第125条の規定により、1番高橋 純議員、2番高橋正和議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（高橋邦武） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定しました。

◎町長の招集挨拶

○議長（高橋邦武） 日程第4、町長の招集挨拶を行います。

本臨時会の招集に当たって、町長より招集挨拶の申出がありましたので、これを許します。

松田知己町長、登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） おはようございます。

令和7年第10回美郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただきお礼申し上げます。

開会に当たり、はじめに危険鳥獣による被害について報告いたします。

10月2日午後10時頃、住民が千屋字相長根地内を散歩中、熊1頭に遭遇し、噛まれるなどの人身被害が発生いたしました。

その翌日、事故の報告を受け、町では「美郷町危険鳥獣対策警戒部」を設置し、見回りの実施のほか、町防災無線、公式LINE、テレビ回覧板等による注意喚起を強化しております。

また、本日6日午前6時50分頃、金沢東根字南外川原地内で農作業中に熊3頭に遭遇し、噛まれる人身被害が発生いたしました。現在、町と警察で対応しております。

報告は以上でございます。

改めまして、去る9月21日に執行されました町議会議員一般選挙においてご当選されました議員の皆様に、心からお祝いを申し上げます。

また、ただいま議長選挙においてご当選されました高橋邦武氏に、心からお祝いを申し上げます。

皆様におかれましては、今後4年間にわたり、住民各位からの負託にお応えすべくご活躍なされますこと、ご期待を申し上げます。

本日の臨時会は、地方自治法の定めにより、議長並びに副議長の選挙、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任、大曲仙北広域市町村圏組合議会議員、大仙美郷介護福祉組合議会議員及び秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙のため招集したものです。

町政を推進する両輪の一つである町議会の体制を決める大切な臨時会でありますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

さて、美郷町では、令和4年2月に策定した第3次美郷町総合計画を町政運営の中心に据え、総合計画の今後のまちづくりの将来像を「“美郷らしさ”を誇り、語りたくなるまち」として、住民一人ひとりが“美郷らしさ”を実感し、さらに誇りを持てるまちづくりを目指し、各般の施策を展開してまいりました。

一方、社会経済情勢はめまぐるしく変化しており、本町を取り巻く情勢もこれまで以上に厳しさを増すとともに、より一層複雑多様になってきております。

こうした認識のもと、現在、令和8年度から令和11年度までのまちづくりの方針を示す、第3次美郷町総合計画後期行動計画の策定を進めており、職員も一丸となって、望む美郷の姿の具現化のため、各般の取り組みを積極的に展開してまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、こうした観点並びに施策展開の姿勢に、引き続きご理解をお願い申し上げますとともに、美郷町の発展に向けて一体となって取り組んでいただけますよう、心からお願い申し上げ、招集の挨拶といたします。

◎副議長の選挙

○議長（高橋邦武） 日程第5、副議長の選挙を行います。

所信表明を行うため、暫時休憩します。

（午前10時40分）

（午前10時46分）

○議長（高橋邦武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長の選挙は、投票で行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 異議なしと認め、選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(高橋邦武) 投票の準備をします。

(投票準備)

○議長(高橋邦武) これより投票を行います。

ただいまの出席議員は13人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、1番高橋 純議員、2番高橋正和議員、3番熊谷良夫議員を指名します。

投票用紙への記載は、記載台にてお願いします。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長(高橋邦武) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(高橋邦武) 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

氏名をはっきりと記載願います。また、白票は無効とします。

投票に当たっては、議長席に向かって、左側から登壇し、右側からお戻り願います。

ただいまから投票を行います。1番高橋 純議員から順番に記載台で記載し、投票願います。

(各員投票)

○議長(高橋邦武) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋邦武) 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

開票の準備をします。

(開票準備)

○議長（高橋邦武） これより開票を行います。

1 番高橋 純議員、2 番高橋正和議員、3 番熊谷良夫議員は、開票の立会いをお願いします。
立会人は開票台の前をお願いします。

(開 票)

○議長（高橋邦武） 開票の結果を報告します。

投票総数 13票

これは、先ほどの出席議員数に符合します。

有効投票数 11票

無効投票数 2 票です。

有効投票のうち

深澤 均議員 8 票

村田 薫議員 3 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、深澤 均議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場閉鎖を解除)

○議長（高橋邦武） ただいま副議長に当選されました深澤 均議員が議場におられます。

会議規則第33条第 2 項の規定によって、当選を告知します。

深澤 均議員は当選の承諾及び挨拶を登壇の上、お願いします。

(副議長 深澤 均 登壇)

○副議長（深澤 均） この度、副議長というご選任をいただきまして、改めましてその責任の重さを感じているところであります。

今後は、高橋邦武議長を補佐し、町民の信頼と期待に応えられるよう務めてまいりますので、議会の皆様方のご指導とご鞭撻をよろしくお願い申し上げまして、御礼の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋邦武） 会議途中ですが、10分間休憩します。

(午前 10 時 59 分)

(午前 11 時 10 分)

○議長（高橋邦武） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議席の一部変更について

○議長（高橋邦武） お諮りします。

議席の一部変更についてを日程に追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。

議席の一部変更についてを日程に追加することに決定しました。

追加日程第 1、議席の一部変更を行います。

副議長の選挙に伴い、会議規則第 4 条第 3 項の規定により、議席の一部を変更します。

12 番澁谷俊二議員の議席を 4 番に、副議長の深澤 均議員の議席を 12 番に変更します。

それでは、指定した議席にそれぞれお着きください。

（指定議席に着席）

○議長（高橋邦武） 常任委員会委員選任準備のため、20 分程度休憩します。

(午前 11 時 11 分)

(午前 11 時 28 分)

○議長（高橋邦武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎美郷町議会常任委員会委員の選任

○議長（高橋邦武） 日程第 6、美郷町議会常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の定数は、総務産業常任委員会が 7 人、教育民生常任委員会が 7 人であります。

常任委員は、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

お手元に配付しております委員名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認め、別紙名簿のとおり指名します。

各常任委員会委員が選任されましたので、委員会条例第9条の規定により、各常任委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

互選に関する職務は年長の委員が行うことになっておりますので、よろしくお願いします。

なお、議会広報常任委員会は、その後に委員の選任を行います。

各常任委員長及び副委員長が決まるまで、お昼休み、正午から午後1時まででございますので、午後1時まで休憩いたします。

(午前 11時29分)

(午前 1時00分)

○議長（高橋邦武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま各常任委員会において、委員長及び副委員長が選出されましたので、その結果を報告します。

総務産業常任委員長に熊谷良夫議員、副委員長に澁谷俊二議員、教育民生常任委員長に鈴木正洋議員、副委員長に村田 薫議員が選任されました。

以上、報告します。

次に、議会広報常任委員会委員の定数は6人であります。

常任委員会委員は、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お手元に配付しております委員名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋邦武） 異議なしと認め、委員名簿のとおり指名します。

議会広報常任委員会委員が選任されましたので、委員会条例第9条の規定により、議会広報常任委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

互選に関する職務は年長の委員が行うことになっておりますので、よろしくお願いします。

議会広報常任委員会の委員長及び副委員長の互選のため、1時15分まで休憩いたします。

(午後 1時01分)

(午後 1時11分)

○議長（高橋邦武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会広報常任委員会において、委員長並びに副委員長が選出されましたので、その結果を報告します。

議会広報常任委員会委員長に長谷川幸子議員、副委員長に高橋 純議員が選任されました。

以上、報告します。

◎美郷町議会運営委員会委員の選任

○議長（高橋邦武） 日程第 7、美郷町議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の定数は 6 人であります。議会運営委員会委員は、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

お手元に配付しております委員名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認め、委員名簿のとおり指名します。

議会運営委員会委員が選任されましたので、委員会条例第 9 条の規定により、議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

互選に関する職務は年長の委員が行うことになっておりますので、よろしくお願いします。

議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選のため、1 時 25 分まで休憩いたします。

（午後 1 時 11 分）

（午後 1 時 22 分）

○議長（高橋邦武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（高橋邦武） ただいま議会運営委員会において、委員長並びに副委員長が選出されましたので、その結果を報告します。

議会運営委員会委員長に深沢義一議員、副委員長に森元淑雄議員が選任されました。

以上、報告します。

◎大曲仙北広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長（高橋邦武） 日程第8、大曲仙北広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

当組合議会の議員については、組合規約第5条第2項の規定に基づき、関係市町の議会議長をもって充てるほかに、美郷町からは議会議員の中から3名となっております。

これより選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

大曲仙北広域市町村圏組合議会議員に、高橋 純議員、澁谷俊二議員、深沢義一議員の3名を指名します。

ただいま本職が指名した3名を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、ただいま本職が指名した方が、大曲仙北広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま大曲仙北広域市町村圏組合議会議員に当選されました高橋 純議員、澁谷俊二議員、深沢義一議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選を告知します。

◎大仙美郷介護福祉組合議会議員の選挙

○議長（高橋邦武） 日程第9、大仙美郷介護福祉組合議会議員の選挙を行います。

当組合議会の議員については、組合規約第5条第2項の規定に基づき、美郷町の議会議員の中から3名となっております。

これより選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選に

したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

大仙美郷介護福祉組合議会議員には、鈴木正洋議員、深澤 均議員、高橋邦武議員の3名を指名します。

お諮りします。ただいま本職が指名した3名を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、ただいま本職が指名した方が、大仙美郷介護福祉組合議会議員に当選されました。

ただいま大仙美郷介護福祉組合議会議員に当選されました鈴木正洋議員、深澤 均議員、高橋邦武議員の3名が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選を告知します。

◎秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（高橋邦武） 日程第10、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

当広域連合議会の議員については、広域連合規約第8条第1項の規定に基づき、美郷町の町長及び議会議員の中から1名となっておりますが、町長が当広域連合の副連合長に就任されていることから、議会議員の中から選出します。

これより選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員には、議長である私、高橋邦武を指名します。

お諮りします。ただいま本職が指名した者を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、ただいま本職が指名した者が、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選を告知します。

暫時休憩します。

(午後 1時28分)

(午後 1時29分)

○議長（高橋邦武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（高橋邦武） お諮りします。ただいま配付しました追加日程表のとおり、付議事件が議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から提出されております。これを日程に追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋邦武） 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

(午後 1時29分)

(午後 1時30分)

○議長（高橋邦武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議員派遣について

○議長（高橋邦武） 追加日程第2、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣につきましては、お手元に配付しておりますとおり派遣することにし

たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいま可決されました議員派遣の内容に、今後変更を要するときはその取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

◎閉会中の継続調査について

○議長（高橋邦武） 追加日程第3、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会広報常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、審査中の事件等について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋邦武） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋邦武） 以上で、本臨時会の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和7年第10回美郷町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午後 1時32分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和7年10月6日

美郷町議会議長 高 橋 邦 武

署 名 議 員 高 橋 純

署 名 議 員 高 橋 正 和